
第 6 そ の 他

- 1 市税の前納状況累年比較
- 2 市税の徴税に要する経費の累年比較
- 3 市税の税率
 - (1)令和6年度分
 - (2)税率の変遷(平成24年度以降)
- 4 市民税(個人)所得控除額の推移

第6 その他

1 市税の前納状況累年比較

(単位:人・千円・%)

科目	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市民税	前納者数	18,959	18,007	17,618	17,490	19,083	18,581	17,210	18,452	17,162
	前納率(人数)	32.0	31.8	32.2	33.3	36.0	36.3	34.4	37.0	37.5
	前納税額	1,533,503	1,362,567	1,372,513	1,483,369	1,503,557	1,365,661	1,693,947	1,425,561	1,383,573
	前納率(金額)	32.0	30.2	30.9	33.8	34.0	32.0	34.3	32.6	45.6
	前年比(金額)	118.1	88.9	100.7	108.1	101.4	90.8	124.0	84.2	97.1
固定資産税 都市計画税	前納者数	56,253	57,404	58,549	60,210	60,836	64,537	61,317	54,197	52,606
	前納率(人数)	35.0	35.5	36.1	36.9	37.2	39.3	37.2	32.5	31.7
	前納税額	6,653,524	7,079,981	7,125,217	7,492,240	7,423,553	7,831,411	7,236,653	8,795,843	6,048,584
	前納率(金額)	28.8	30.3	30.8	31.9	31.3	34.3	30.7	36.9	25.4
	前年比(金額)	103.0	106.4	100.6	105.2	99.1	105.5	92.4	121.5	68.8
合計	前納者数	75,212	75,411	76,167	77,700	79,919	83,118	78,527	72,649	69,768
	前納率(人数)	34.2	34.6	35.1	36.0	36.9	38.6	36.5	33.6	33.0
	前納税額	8,187,027	8,442,548	8,497,730	8,975,609	8,927,110	9,197,072	8,930,600	10,221,404	7,432,157
	前納率(金額)	29.4	30.3	30.8	32.2	31.7	34.0	31.4	36.2	27.6
	前年比(金額)	105.5	103.1	100.7	105.6	99.5	103.0	97.1	114.5	72.7

(参考) ※平成12年度から前納報奨金制度を廃止

※令和5年度から固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納付方法において新たに共通納税が開始

2 市税の徴税に要する経費の累年比較

(単位:人・千円・%)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)	
税収入額	(1)市税	66,510,358	64,963,748	66,812,615	66,561,182	64,889,077	
	(2)個人の県民税	16,742,204	16,448,969	17,075,321	16,954,256	15,831,628	
	(3)合計	83,252,562	81,412,717	83,887,936	83,515,438	80,720,705	
徴税費	人件費	(4)基本給	454,049	448,514	455,864	461,684	484,103
		(5)諸手当	302,203	306,315	301,268	316,854	340,107
		(イ)超過勤務手当	39,650	46,858	40,119	44,746	45,933
		(ロ)税務特別手当	97	108	101	100	256
		(ハ)その他の手当	262,456	259,349	261,048	272,008	293,918
		(6)その他	190,831	187,456	184,323	185,239	205,939
		(7)小計	947,083	942,285	941,455	963,777	1,030,149
	需用費	(8)旅費	1,458	1,535	1,367	1,656	2,792
		(9)その他	373,674	295,055	346,208	407,266	360,033
		(10)小計	375,132	296,590	347,575	408,922	362,825
	報奨金及びこれに類する経費	(11)納期前納付の報奨金	-	-	-	-	-
		(12)その他	358	129	128	129	68
		(13)小計	358	129	128	129	68
	(14)その他	22,996	24,683	28,275	35,556	42,876	
	(15)合計	1,345,569	1,263,687	1,317,433	1,408,384	1,435,918	
県民税徴収取扱費	(16)納税義務者数等を基準にした金額	611,841	614,064	612,194	615,318	623,116	
	(17)報奨金の額に相当する金額	-	-	-	-	-	
	(18)合計	611,841	614,064	612,194	615,318	623,116	
(19) (15) - (18)	733,728	649,623	705,239	793,066	812,802		
税収入に対する徴税費の割合	(15) / (3)	1.62	1.55	1.57	1.69	1.78	
	(19) / (1)	1.10	1.00	1.06	1.19	1.25	
徴税職員数		137	136	136	135	135	
前年比	徴税費(合計)	112.7	93.9	104.3	106.9	102.0	
	徴税職員数	100.0	99.3	100.0	99.3	100.0	

「市町村税課税状況等の調・第39表」による。

3 市税の税率

(1) 令和6年度分

税目	賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率																																																																					
市民税 (個人)	1月1日	市内に住所を有する個人 市内に住所を有しない個人で市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人	均等割(標準税率) 3,000円 所得割(標準税率) 課税標準額 × 税率 6/100 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">分離課税の税率</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">分離短期</td> <td>一般の短期譲渡所得</td> <td>5.4%</td> </tr> <tr> <td>国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>一般の長期譲渡所得</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">分離長期</td> <td>優良住宅地等に係る長期譲渡所得</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2千万円以下の部分</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>2千万円超の部分</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>居住用財産等に係る長期譲渡所得</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6千万円以下の部分</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>6千万円超の部分</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>上場株式等に係る譲渡所得等</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>未上場株式等に係る譲渡所得等</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>先物取引に係る譲渡所得等</td> <td>3.0%</td> </tr> </tbody> </table>	分離課税の税率		税率	分離短期	一般の短期譲渡所得	5.4%	国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得	3.0%	一般の長期譲渡所得	3.0%	分離長期	優良住宅地等に係る長期譲渡所得		2千万円以下の部分	2.4%	2千万円超の部分	3.0%	居住用財産等に係る長期譲渡所得		6千万円以下の部分	2.4%	6千万円超の部分	3.0%	上場株式等に係る譲渡所得等	3.0%	未上場株式等に係る譲渡所得等	3.0%	先物取引に係る譲渡所得等	3.0%																																								
分離課税の税率		税率																																																																						
分離短期	一般の短期譲渡所得	5.4%																																																																						
	国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得	3.0%																																																																						
	一般の長期譲渡所得	3.0%																																																																						
分離長期	優良住宅地等に係る長期譲渡所得																																																																							
	2千万円以下の部分	2.4%																																																																						
	2千万円超の部分	3.0%																																																																						
	居住用財産等に係る長期譲渡所得																																																																							
	6千万円以下の部分	2.4%																																																																						
6千万円超の部分	3.0%																																																																							
上場株式等に係る譲渡所得等	3.0%																																																																							
未上場株式等に係る譲渡所得等	3.0%																																																																							
先物取引に係る譲渡所得等	3.0%																																																																							
市民税 (法人)		市内に事務所、事業所、寮等を有する法人	均等割(標準税率) <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の資本等の金額の区分</th> <th>従業者数の区分</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円を超えるもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>上記に掲げる法人以外の法人</td> <td></td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の資本等の金額の区分	従業者数の区分	税率(年額)	50億円を超えるもの	50人を超えるもの	300万円	50人以下のもの	41万円	10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	175万円	50人以下のもの	41万円	1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	40万円	50人以下のもの	16万円	1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	15万円	50人以下のもの	13万円	1千万円以下のもの	50人を超えるもの	12万円	上記に掲げる法人以外の法人		5万円																																								
法人等の資本等の金額の区分	従業者数の区分	税率(年額)																																																																						
50億円を超えるもの	50人を超えるもの	300万円																																																																						
	50人以下のもの	41万円																																																																						
10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	175万円																																																																						
	50人以下のもの	41万円																																																																						
1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	40万円																																																																						
	50人以下のもの	16万円																																																																						
1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	15万円																																																																						
	50人以下のもの	13万円																																																																						
1千万円以下のもの	50人を超えるもの	12万円																																																																						
上記に掲げる法人以外の法人		5万円																																																																						
固定資産税 都市計画税	1月1日	土地、家屋、償却資産の所有者	課税標準額: 賦課期日における価格 税率 固定資産税: 1.4/100 都市計画税: 0.3/100																																																																					
軽自動車税	4月1日	4月1日現在における軽自動車等の所有者又は使用者	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">原動機付自転車</th> <th colspan="2">軽自動車(三輪以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> <td colspan="2">三輪・四輪の軽自動車</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>2,000円</td> <td rowspan="4"> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="3">税率</th> </tr> <tr> <th>平成23年3月以前に初めてナンバー取得した車両(重課)</th> <th>平成23年4月から平成27年3月までに初めてナンバー取得した車両</th> <th>平成27年4月以降に初めてナンバー取得した車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>乗用</td> <td>4,600円</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>12,900円</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用</td> <td>8,200円</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>営業用</td> <td>4,500円</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定小型原動機付自転車</td> <td>2,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○小型特殊自動車</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農耕作業用</td> <td>2,400円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○二輪の小型自動車</td> <td>6,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○二輪の軽自動車</td> <td>3,600円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	原動機付自転車		軽自動車(三輪以上)		50cc以下	2,000円	三輪・四輪の軽自動車		90cc以下	2,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="3">税率</th> </tr> <tr> <th>平成23年3月以前に初めてナンバー取得した車両(重課)</th> <th>平成23年4月から平成27年3月までに初めてナンバー取得した車両</th> <th>平成27年4月以降に初めてナンバー取得した車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>乗用</td> <td>4,600円</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>12,900円</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用</td> <td>8,200円</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>営業用</td> <td>4,500円</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	税率			平成23年3月以前に初めてナンバー取得した車両(重課)	平成23年4月から平成27年3月までに初めてナンバー取得した車両	平成27年4月以降に初めてナンバー取得した車両	三輪	乗用	4,600円	3,100円	3,900円	貨物	12,900円	7,200円	10,800円	四輪	乗用	8,200円	5,500円	6,900円	貨物	6,000円	4,000円	5,000円	乗用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円	ミニカー	3,700円			特定小型原動機付自転車	2,000円			○小型特殊自動車				農耕作業用	2,400円			その他	5,900円			○二輪の小型自動車	6,000円			○二輪の軽自動車	3,600円		
	原動機付自転車		軽自動車(三輪以上)																																																																					
50cc以下	2,000円	三輪・四輪の軽自動車																																																																						
90cc以下	2,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="3">税率</th> </tr> <tr> <th>平成23年3月以前に初めてナンバー取得した車両(重課)</th> <th>平成23年4月から平成27年3月までに初めてナンバー取得した車両</th> <th>平成27年4月以降に初めてナンバー取得した車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>乗用</td> <td>4,600円</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>12,900円</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用</td> <td>8,200円</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>営業用</td> <td>4,500円</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	税率			平成23年3月以前に初めてナンバー取得した車両(重課)	平成23年4月から平成27年3月までに初めてナンバー取得した車両	平成27年4月以降に初めてナンバー取得した車両	三輪	乗用	4,600円	3,100円		3,900円	貨物	12,900円	7,200円	10,800円	四輪	乗用	8,200円	5,500円	6,900円	貨物	6,000円	4,000円	5,000円	乗用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円																																							
車種区分	税率																																																																							
	平成23年3月以前に初めてナンバー取得した車両(重課)		平成23年4月から平成27年3月までに初めてナンバー取得した車両	平成27年4月以降に初めてナンバー取得した車両																																																																				
三輪	乗用		4,600円	3,100円	3,900円																																																																			
	貨物	12,900円	7,200円	10,800円																																																																				
四輪	乗用	8,200円	5,500円	6,900円																																																																				
	貨物	6,000円	4,000円	5,000円																																																																				
乗用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円																																																																				
ミニカー	3,700円																																																																							
特定小型原動機付自転車	2,000円																																																																							
○小型特殊自動車																																																																								
農耕作業用	2,400円																																																																							
その他	5,900円																																																																							
○二輪の小型自動車	6,000円																																																																							
○二輪の軽自動車	3,600円																																																																							
軽自動車税		軽自動車等取得者	<p>令和6年1月1日～令和7年3月31日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃費性能等</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準80%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準70%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準60%達成車</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準未達成車</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車) ※ ★★★★★: 平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車</p>	燃費性能等	税率		自家用	営業用	電気自動車等	非課税	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準80%達成車	1.0%	0.5%	★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準70%達成車	1.0%	1.0%	★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準60%達成車	2.0%	2.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準未達成車	2.0%	2.0%	上記以外																																																
燃費性能等	税率																																																																							
	自家用	営業用																																																																						
電気自動車等	非課税	非課税																																																																						
★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準80%達成車	1.0%	0.5%																																																																						
★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準70%達成車	1.0%	1.0%																																																																						
★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準60%達成車	2.0%	2.0%																																																																						
★★★★かつ2020年度燃費基準未達成車	2.0%	2.0%																																																																						
上記以外																																																																								
市たばこ税		たばこの卸売販売業者等	売渡し本数 1,000本につき 6,552円																																																																					
特別土地保有税		土地の所有者又は取得者	(保有分) 課税標準額(取得価格) × 税率 1.4/100 - 固定資産税相当額 (取得分) 課税標準額(取得価格) × 税率 3/100 - 不動産取得税相当額																																																																					
入湯税		鉱泉浴場における入湯客	入湯客 1人1日 150円																																																																					
事業所税		事業を行う者	資産割 事業所床面積1㎡当たり 600円 従業者割 従業者給与総額 0.25/100																																																																					

徴収方法及び納期		備考																																	
普通徴収 1期 6月1日～ 6月30日 2期 8月1日～ 8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 翌年 1月1日～1月31日 ただし、均等割額以下の場合は、6月1日～6月30日 特別徴収 月割額を徴収した月の翌月10日まで ただし、均等割額以下の場合は、7月10日まで	平成24年3月29日改正 (平成26年度から令和5年度まで、均等割を500円加算) (課税標準額) 総所得金額－所得控除額 定額による所得割の額の特別控除(法附則第5条の8) 本人10,000円 控除対象配偶者及び扶養親族(国外居住者を除く) 1人につき10,000円																																		
中間申告 事業年度開始の日以後6月を経過した日の翌日 申告納付 から2月以内 確定申告 事業年度終了の日の翌日から2月以内	法人税割(標準税率) 平成26年9月30日までに開始する開始事業年度分又は 連結事業年度分 12.3/100 平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する 開始事業年度分又は連結事業年度分 9.7/100 令和元年10月1日から開始する開始事業年度分又は連 結事業年度分 6.0/100																																		
普通徴収 1期 4月1日～ 4月30日 2期 7月1日～ 7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 翌年 2月1日～ 2月末日	(免税点) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円 (課税標準額)																																		
普通徴収 5月1日～5月31日 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="3">税率(軽減)</th> </tr> <tr> <th>①概ね75%軽減</th> <th>②概ね50%軽減</th> <th>③概ね25%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>(車用自動車に該当)</td> <td>(車用自動車に該当)</td> <td>(車用自動車に該当)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四輪</td> <td>自家用 2,700円</td> <td>- (適用なし)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>営業用 1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用 1,300円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>1,000円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※初めてナンバー取得した年度の翌年度に限る(1年度分のみ)適用 対象となる車両</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①概ね75%軽減</td> <td>電気自動車 天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より亜硫酸化物10%以上低減)</td> </tr> <tr> <td>②概ね50%軽減</td> <td>ガソリン車・ハイブリッド車で 令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準 ※</td> </tr> <tr> <td>③概ね25%軽減</td> <td>ガソリン車・ハイブリッド車で 令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準 ※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減の軽自動車に限る</p>	車種区分	税率(軽減)			①概ね75%軽減	②概ね50%軽減	③概ね25%軽減	三輪	1,000円	2,000円	3,000円	(車用自動車に該当)	(車用自動車に該当)	(車用自動車に該当)	四輪	自家用 2,700円	- (適用なし)	-	営業用 1,800円	3,500円	5,200円	自家用 1,300円	-	-	貨物	1,000円	-	-	①概ね75%軽減	電気自動車 天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より亜硫酸化物10%以上低減)	②概ね50%軽減	ガソリン車・ハイブリッド車で 令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準 ※	③概ね25%軽減	ガソリン車・ハイブリッド車で 令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準 ※	
車種区分		税率(軽減)																																	
	①概ね75%軽減	②概ね50%軽減	③概ね25%軽減																																
三輪	1,000円	2,000円	3,000円																																
	(車用自動車に該当)	(車用自動車に該当)	(車用自動車に該当)																																
四輪	自家用 2,700円	- (適用なし)	-																																
	営業用 1,800円	3,500円	5,200円																																
	自家用 1,300円	-	-																																
貨物	1,000円	-	-																																
①概ね75%軽減	電気自動車 天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より亜硫酸化物10%以上低減)																																		
②概ね50%軽減	ガソリン車・ハイブリッド車で 令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準 ※																																		
③概ね25%軽減	ガソリン車・ハイブリッド車で 令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準 ※																																		
当分の間、賦課徴収は岐阜県																																			
申告納付 申告月の翌月末日まで																																			
	平成15年度以降は新たな課税を行わない。																																		
特別徴収 申告月の翌月15日まで																																			
申告納付 法人 事業年度終了の日から2月以内 個人 翌年3月15日まで	(免税点) 資産割 1,000㎡ 従業者割 100人																																		

(2) 税率の変遷(平成24年度以降)

税目	年度	24	25	26	27		
市	個	均等割	3,000円		3,500円		
	人	所得割	一律 6/100		一律 6/100		
民	法	均等割	法人等の資本等の金額の区分		従業者数の区分		税率(年額)
			50億円を超えるもの	50人を超えるもの	50人以下のもの	300万円	41万円
10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの		50人以下のもの	175万円	41万円		
1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの		50人以下のもの	40万円	16万円		
1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの		50人以下のもの	15万円	13万円		
1千万円以下のもの	50人を超えるもの			12万円			
上記に掲げる法人以外の法人				5万円			
法人税割	12.3/100				平成26年10月1日開始 事業年度分から9.7/100		
固定資産税	1.4/100	免税点 土地30万円 家屋20万円 償却資産150万円 (課税標準額)					
軽自動車税	軽自動車税(種別割)	○原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 90cc超 1,600円 ミニカー 2,500円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円			○軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上 乗用 営業用 5,500円 乗用 自家用 7,200円 貨物用 営業用 3,000円 自家用 4,000円		以下の車種についてH27年度から変更 (右金額はH27.4.1に初めて 新車登録をした車両の税率) ○軽自動車 三輪 3,100円・3,900円 四輪以上 乗用 営業用 5,500円・6,900円 自家用 7,200円・10,800円 貨物用 営業用 3,000円・3,800円 自家用 4,000円・5,000円
		環境性能割					
市たばこ税	1,000本につき4,618円 (旧3級品は2,190円)	H25.4月～ 1,000本につき5,262円 (旧3級品は2,495円)					
特別土地保有税	1.4/100(保有分)	3/100(取得分)					
入湯税	入湯客 1人1日	150円					
事業所税	資産割 600円	従業者割 0.25/100					
都市計画税	0.3/100						

- 原動機付自転車
 - 50cc以下 2,000円
 - 90cc以下 2,000円
 - 90cc超 2,400円
 - ミニカー 3,700円
- 小型特殊自動車
 - 農耕作業用 2,400円
 - その他 5,900円
- 二輪の小型自動車 6,000円
- 二輪の軽自動車 3,600円

三輪	乗用・ 自家用	3,100円	3,900円	
		重課 軽課(グリーン化特別対策車両)	④	④
		4,800円	1,000円 2,000円 3,000円	④
		7,200円		
		10,800円		
		重課 軽課(グリーン化特別対策車両)	④	④
	乗用・ 農業用	12,900円	2,700円 5,400円 9,100円	④
		5,900円		
		6,900円		
		重課 軽課(グリーン化特別対策車両)	④	④
		8,200円	1,800円 3,600円 5,200円	④
		4,000円		
貨物・ 自家用	5,000円			
	重課 軽課(グリーン化特別対策車両)	④	④	
	6,000円	1,300円 2,500円 3,800円	④	
	8,000円			
	3,800円			
	重課 軽課(グリーン化特別対策車両)	④	④	
貨物・ 農業用	4,500円	1,000円 1,900円 2,900円	④	
	3,800円			
	重課 軽課(グリーン化特別対策車両)	④	④	
	4,500円	1,000円 1,900円 2,900円	④	
	3,800円			
	重課 軽課(グリーン化特別対策車両)	④	④	

<平成28年度備考>

- ※平成26年度以前に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、上段の税額となります。
- ※平成27年度中に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、中段の税額となります。
- ※重課:平成14年以前に初めてナンバー登録(新車)した車両が対象となります。(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)
- ※軽課:平成27年度中に初めてナンバー登録(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成28年度に限り3段階の軽減税率となります。
- ①電気自動車、天然ガス自動車
- ②ガソリン・ハイブリッド車で平成17年排出ガス基準75%低減達成車でありかつ32年度燃費基準+20%達成の乗用車及び27年度燃料基準+35%達成の貨物
- ③ガソリン・ハイブリッド車で17年度排出ガス基準75%低減達成車でありかつ32年度燃費基準達成の乗用車及び27年度燃料基準+15%達成の貨物

<平成29年度備考>

- ※平成26年度以前に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、上段の税額となります。
- ※平成27年度以前に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、中段の税額となります。
- ※重課:平成16年3月以前に初めてナンバー取得(新車)した車両が対象となります。(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)
- ※軽課:平成28年度中に初めてナンバー取得(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成29年度に限り3段階の軽減税率となります。
- ①電気自動車、天然ガス自動車
- ②ガソリン・ハイブリッド車で平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ32年度燃費基準+20%達成の乗用車及び27年度燃料基準+35%達成の貨物
- ③ガソリン・ハイブリッド車で17年度排出ガス基準75%低減達成車でありかつ32年度燃費基準達成の乗用車及び27年度燃料基準+15%達成の貨物

H28.4月～ 旧3級品は1,000本につき2,925円

H29.4月～ 旧3級品は1,000本につき3,355円

30	R1																							
	<p>令和元年10月1日開始 事業年度分から6.0/100</p>																							
<p><平成30年度備考></p> <p>※平成26年度以前に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、上段の税額となります。</p> <p>※平成27年度以降に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、中段の税額となります。</p> <p>※重課:平成17年3月以前に初めてナンバー取得(新車)した車両が対象となります。 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)</p> <p>※軽課:平成29年度中に初めてナンバー取得(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成30年度に限り3段階の軽課税率となります。</p> <p>①電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減</p> <p>②ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準+30%達成の乗用及び平成27年度燃料基準+35%達成の貨物</p> <p>③ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準+10%達成の乗用及び平成27年度燃料基準+15%達成の貨物</p>	<p><令和元年度備考></p> <p>※平成26年度以前に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、上段の税額となります。</p> <p>※平成27年度以降に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、中段の税額となります。</p> <p>※重課:平成17年3月以前に初めてナンバー取得(新車)した車両が対象となります。 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)</p> <p>※軽課:平成29年度中に初めてナンバー取得(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成30年度に限り3段階の軽課税率となります。</p> <p>①電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減</p> <p>②ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準+30%達成の乗用及び平成27年度燃料基準+35%達成の貨物</p> <p>③ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準+10%達成の乗用及び平成27年度燃料基準+15%達成の貨物</p>																							
<p>H30.4月～ 旧3級品は1,000本につき4,000円 H30.10月～ 1,000本につき5,692円</p>	<table border="1" data-bbox="751 1451 1246 1644"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃費性能等</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準+20%達成車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準達成車</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車)</p> <p>※ ★★★★★:平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車 又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車</p> <p>R1.10月～ 旧3級品は1,000本につき5,692円</p>	燃費性能等	税率		自家用	営業用	電気自動車等	非課税	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準+20%達成車	非課税	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車	非課税	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%	★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%	上記以外	2.0%	2.0%
燃費性能等	税率																							
	自家用	営業用																						
電気自動車等	非課税	非課税																						
★★★★かつ2020年度燃費基準+20%達成車	非課税	非課税																						
★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車	非課税	非課税																						
★★★★かつ2020年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%																						
★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%																						
上記以外	2.0%	2.0%																						

R2	R3
----	----

<令和2年度備考>

※平成26年度以前に初めてナンバー登録（新車）をした車両は、上段の税額となります。
 ※平成27年度以降に初めてナンバー登録（新車）をした車両は、中段の税額となります。
 ※重課：初めてナンバー登録（新車）してから13年を経過した車両が対象となります。
 （電気自動車、天然ガス自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。）
 R2対象車 H19年3月以前の登録車両
 ※軽課：前年度中に初めてナンバー登録（新車）した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両が翌年度に限り3段階の軽課税率となります。
 R1対象車 H31年4月からR2年3月登録車両
 ① 電気自動車、天然ガス自動車平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減
 ② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準+30%達成の乗用車及びH27年度燃料基準+35%達成の貨物
 ③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準+10%達成の乗用車及びH27年度燃料基準+15%達成の貨物

<令和3年度備考>

※平成26年度以前に初めてナンバー登録（新車）をした車両は、上段の税額となります。
 ※平成27年度以降に初めてナンバー登録（新車）をした車両は、中段の税額となります。
 ※重課：初めてナンバー登録（新車）してから13年を経過した車両が対象となります。
 （電気自動車、天然ガス自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。）
 R3対象車 H20年3月以前の登録車両
 ※軽課：前年度中に初めてナンバー登録（新車）した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両が翌年度に限り3段階の軽課税率となります。
 R3対象車 R2年4月からR3年3月登録車両
 ① 電気自動車、天然ガス自動車平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減
 ② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準+30%達成の乗用車及びH27年度燃料基準+35%達成の貨物
 ③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準+10%達成の乗用車及びH27年度燃料基準+15%達成の貨物

臨時的軽減による税率		
対象車（自家用の乗用車）	通常の税率	臨時的軽減後の税率 (R1.10.1~R3.3.31)
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車		
★★★★かつ2020年度燃費基準達成車	1.0%	1.0%
上記以外	2.0%	
※ 「電気自動車等」は、電気自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車）		
※ ★★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車		
R2.10月～ 1,000本につき6,122円		

燃費性能等		税率		環境性能別の臨時的軽減による税率		
		自家用	産業用	対象車（自家用の乗用車）		通常の税率 (R1.4.1~R3.12.31)
電気自動車等		非課税	非課税	電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準55%達成車(22基準達成車に限る)				★★★★かつ2020年度燃費基準55%達成車(22基準達成車に限る)		
★★★★かつ2020年度燃費基準75%達成車(22基準達成車に限る)				★★★★かつ2020年度燃費基準75%達成車(22基準達成車に限る)		1.0%
★★★★かつ2020年度燃費基準60%達成車(22基準達成車に限る)		1.0%	0.5%	★★★★かつ2020年度燃費基準60%達成車(22基準達成車に限る)	1.0%	
★★★★かつ2020年度燃費基準55%達成車			1.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準55%達成車		2.0%
★★★★かつ2020年度燃費基準55%未満		2.0%	2.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準55%未満		
上記以外				上記以外		1.0%
※ 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで適用される税率です						
※ 「電気自動車等」は、電気自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車）						
※ ★★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車						
※ 令和3年12月31日までに取得した自家用乗用車については、税率を1%分軽減する						
R3.10月～ 1,000本につき6,552円						

R4	R5

三輪	3,100円		3,900円			
	重課	軽課(グリーン化特例対象車両)	①	②		
	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円		
	<small>(乗用車専用) (乗用車専用)</small>					
	乗用・自家用	7,200円		10,800円		
		重課	軽課(グリーン化特例対象車両)	①	②	
		12,900円	2,700円	—	—	
		<small>(乗用車専用)</small>				
		乗用・営業用	5,500円		6,900円	
			重課	軽課(グリーン化特例対象車両)	①	②
	8,200円		1,800円	3,500円	5,200円	
	<small>(乗用車専用)</small>					
四輪以上	4,000円		5,000円			
	重課		軽課(グリーン化特例対象車両)	①	②	
	6,000円	1,300円	—	—		
	<small>(乗用車専用)</small>					
	貨物・自家用	3,000円		3,800円		
		重課	軽課(グリーン化特例対象車両)	①	②	
4,500円		1,000円	—	—		
<small>(乗用車専用)</small>						
貨物・営業用		3,000円		3,800円		
		重課	軽課(グリーン化特例対象車両)	①	②	
	4,500円	1,000円	—	—		
	<small>(乗用車専用)</small>					

○原動機付自転車 ※令和5年7月1日施行
特定小型原動機付自転車 2,000円

<令和5年度備考>

※平成26年度以前に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、上段の税額となります。
※平成27年度以降に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、中段の税額となります。

※重課：初めてナンバー登録(新車)してから13年を経過した車両が対象となります。
(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)
R5対象車 H22年3月以前の登録車両

※軽課：前年度中に初めてナンバー登録(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両が翌年度に限り軽課税率となります。(車種区分 三輪については、3段階の軽課税率となります。)
R5対象車 R4年4月からR5年3月登録車両
① 電気軽自動車、天然ガス軽自動車等で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減
② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準達成+令和12年度燃費基準90%達成車
③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準達成+令和12年度燃費基準70%達成車

<令和4年度備考>

※平成26年度以前に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、上段の税額となります。
※平成27年度以降に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、中段の税額となります。

※重課：初めてナンバー登録(新車)してから13年を経過した車両が対象となります。
(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)
R4対象車 H21年3月以前の登録車両

※軽課：前年度中に初めてナンバー登録(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両が翌年度に限り軽課税率となります。(車種区分 三輪、四輪乗用営業用については、3段階の軽課税率となります。)
R4対象車 R3年4月からR4年3月登録車両
① 電気軽自動車、天然ガス軽自動車等で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減
② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準達成+令和12年度燃費基準90%達成車
③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準達成+令和12年度燃費基準70%達成車

燃費性能等	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ2030年度燃費基準85%達成車(R2基準達成車に限る)	非課税	非課税
★★★★かつ2030年度燃費基準75%達成車(R2基準達成車に限る)	非課税	非課税
★★★★かつ2030年度燃費基準60%達成車(R2基準達成車に限る)	1.0%	0.5%
★★★★かつ2030年度燃費基準55%達成車		1.0%
★★★★かつ2030年度燃費基準55%未満	2.0%	2.0%
上記以外		

※ 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで適用される税率です
※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車)
※ ★★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車

令和5年4月1日～令和5年12月31日

燃費性能等	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準75%達成車	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準60%達成車	1.0%	0.5%
★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準55%達成車		1.0%
★★★★かつ2020年度燃費基準未達成車	2.0%	2.0%
上記以外		

※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車)
※ ★★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車

R5	R6
	<p><令和6年度備考></p> <p>※平成26年度以前に初めてナンバー登録（新車）をした車両は、上段の税額となります。 ※平成27年度以降に初めてナンバー登録（新車）をした車両は、中段の税額となります。</p> <p>※重課：初めてナンバー登録（新車）してから13年を経過した車両が対象となります。 （電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。） R6対象車 H23年3月以前の登録車両</p> <p>※軽課：前年度中に初めてナンバー登録（新車）した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両が翌年度に限り軽課税率となります。（車種区分 三輪については、3段階の軽課税率となります。） R6対象車 R5年4月からR6年3月登録車両</p> <p>① 電気軽自動車、天然ガス軽自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減 ② カソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準達成十令和12年度燃費基準90%達成車 ③ カソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準達成十令和12年度燃費基準70%達成車</p>

令和6年1月1日～令和7年3月31日

燃費性能等	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準80%達成車	非課税	非課税
*****かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準70%達成車	1.0%	0.5%
*****かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準60%達成車	1.0%	1.0%
★★★かつ2020年度燃費基準未達成車	2.0%	2.0%
上記以外		

- ※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車）
- ※ ★★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車

4 市民税(個人)所得控除額の推移

区分	年度	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6																																																																																																																																																											
所得控除	雑損	次のいずれか多い金額 ①損失額－補てん額－総所得金額等×10% ②災害関連支出金額－補てん額－5万円																																																																																																																																																																							
	医療費	支払った医療費－補てん額－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか低い金額) (控除限度額200万円) 控除限度額200万円																																																																																																																																																																							
	社会保険料	支払った保険料の額																																																																																																																																																																							
	小規模企業共済等掛金	支払った掛金の額																																																																																																																																																																							
	生命保険料	<p>①生命保険料だけの場合 (単位:円)</p> <table border="1"> <tr><th>金額</th><th>支払保険料</th></tr> <tr><td>～15,000</td><td>全額</td></tr> <tr><td>15,001～40,000</td><td>支払保険料×1/2+7,500</td></tr> <tr><td>40,001～70,000</td><td>支払保険料×1/4+17,500</td></tr> <tr><td>70,001～</td><td>35,000</td></tr> </table> <p>②個人年金保険料だけの場合 ①と同様 ③両方の場合 ①と②の合計額</p> <p>一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料について、それぞれ次の計算式により計算した控除額の合計額(控除限度額:70,000円) ①平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約)に係る控除 (単位:円)</p> <table border="1"> <tr><th>金額</th><th>支払保険料</th></tr> <tr><td>～12,000</td><td>全額</td></tr> <tr><td>12,001～32,000</td><td>支払保険料の1/2+6,000</td></tr> <tr><td>32,001～56,000</td><td>支払保険料の1/4+14,000</td></tr> <tr><td>56,001～</td><td>28,000</td></tr> </table> <p>②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る控除 (単位:円)</p> <table border="1"> <tr><th>金額</th><th>支払保険料</th></tr> <tr><td>～15,000</td><td>全額</td></tr> <tr><td>15,001～40,000</td><td>支払保険料の1/2+7,500</td></tr> <tr><td>40,001～70,000</td><td>支払保険料の1/4+17,500</td></tr> <tr><td>70,001～</td><td>35,000</td></tr> </table> <p>③新契約と旧契約の双方の保険料控除の適用を受ける場合 それぞれ①と②の計算式で求めた合計金額(上限28,000円)</p>														金額	支払保険料	～15,000	全額	15,001～40,000	支払保険料×1/2+7,500	40,001～70,000	支払保険料×1/4+17,500	70,001～	35,000	金額	支払保険料	～12,000	全額	12,001～32,000	支払保険料の1/2+6,000	32,001～56,000	支払保険料の1/4+14,000	56,001～	28,000	金額	支払保険料	～15,000	全額	15,001～40,000	支払保険料の1/2+7,500	40,001～70,000	支払保険料の1/4+17,500	70,001～	35,000																																																																																																																												
	金額	支払保険料																																																																																																																																																																							
	～15,000	全額																																																																																																																																																																							
	15,001～40,000	支払保険料×1/2+7,500																																																																																																																																																																							
	40,001～70,000	支払保険料×1/4+17,500																																																																																																																																																																							
	70,001～	35,000																																																																																																																																																																							
金額	支払保険料																																																																																																																																																																								
～12,000	全額																																																																																																																																																																								
12,001～32,000	支払保険料の1/2+6,000																																																																																																																																																																								
32,001～56,000	支払保険料の1/4+14,000																																																																																																																																																																								
56,001～	28,000																																																																																																																																																																								
金額	支払保険料																																																																																																																																																																								
～15,000	全額																																																																																																																																																																								
15,001～40,000	支払保険料の1/2+7,500																																																																																																																																																																								
40,001～70,000	支払保険料の1/4+17,500																																																																																																																																																																								
70,001～	35,000																																																																																																																																																																								
地震保険料	<p>①地震保険料だけの場合 支払った保険料×1/2(控除限度額:25,000円)</p> <p>②損害保険料だけの場合 (単位:円)</p> <table border="1"> <tr><th>金額</th><th>支払保険料</th></tr> <tr><td>～5,000</td><td>全額</td></tr> <tr><td>5,001～15,000</td><td>支払保険料×1/2+2,500</td></tr> <tr><td>15,001～</td><td>10,000</td></tr> </table> <p>※平成18年以前に締結した長期損害保険契約等 ③両方の場合 ①と②の合計額(控除限度額:25,000円)</p>														金額	支払保険料	～5,000	全額	5,001～15,000	支払保険料×1/2+2,500	15,001～	10,000																																																																																																																																																			
金額	支払保険料																																																																																																																																																																								
～5,000	全額																																																																																																																																																																								
5,001～15,000	支払保険料×1/2+2,500																																																																																																																																																																								
15,001～	10,000																																																																																																																																																																								
寄附金	寄附金所得控除を廃止し 寄附金税額控除へ																																																																																																																																																																								
障害者	28万円 特別障害者:30万円(同居特別障害者の場合 23万円を加算)																																																																																																																																																																								
寡婦(夫)・ひとり親・勤労学生	寡婦(夫)、勤労学生:26万円 特定の寡婦:30万円 配偶者:33万円 老人配偶者:38万円																																																																																																																																																																								
配偶者	<table border="1"> <thead> <tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">納税義務者の合計所得金額 (単位:円)</th></tr> <tr><th>～9,000,000</th><th>9,000,001～9,500,000</th><th>9,500,001～10,000,000</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>配偶者</td><td>330,000</td><td>220,000</td><td>110,000</td></tr> <tr><td>老人配偶者</td><td>380,000</td><td>280,000</td><td>130,000</td></tr> </tbody> </table>														区分	納税義務者の合計所得金額 (単位:円)			～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	配偶者	330,000	220,000	110,000	老人配偶者	380,000	280,000	130,000																																																																																																																																												
区分	納税義務者の合計所得金額 (単位:円)																																																																																																																																																																								
	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000																																																																																																																																																																						
配偶者	330,000	220,000	110,000																																																																																																																																																																						
老人配偶者	380,000	280,000	130,000																																																																																																																																																																						
配偶者特別	<table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">(単位:円)</th><th colspan="4">(単位:円)</th><th colspan="4">(単位:円)</th></tr> <tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th>控除額</th><th>配偶者の合計所得金額</th><th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th><th>配偶者の合計所得金額</th><th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>～9,000,000</td><td>9,000,001～9,500,000</td><td>9,500,001～10,000,000</td><td>10,000,001～</td><td></td><td>～9,000,000</td><td>9,000,001～9,500,000</td><td>9,500,001～10,000,000</td><td>10,000,001～</td></tr> </thead> <tbody> <tr><td>380,001～399,999</td><td>330,000</td><td>380,001～900,000</td><td>330,000</td><td>220,000</td><td>110,000</td><td>0</td><td>480,001～1,000,000</td><td>330,000</td><td>220,000</td><td>110,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>400,000～449,999</td><td>330,000</td><td>900,001～950,000</td><td>310,000</td><td>210,000</td><td>110,000</td><td>0</td><td>1,000,001～1,050,000</td><td>310,000</td><td>210,000</td><td>110,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>450,000～499,999</td><td>310,000</td><td>950,001～1,000,000</td><td>260,000</td><td>180,000</td><td>90,000</td><td>0</td><td>1,050,001～1,100,000</td><td>260,000</td><td>180,000</td><td>90,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>500,000～549,999</td><td>260,000</td><td>1,000,001～1,050,000</td><td>210,000</td><td>140,000</td><td>70,000</td><td>0</td><td>1,100,001～1,150,000</td><td>210,000</td><td>140,000</td><td>70,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>550,000～599,999</td><td>210,000</td><td>1,050,001～1,100,000</td><td>160,000</td><td>110,000</td><td>60,000</td><td>0</td><td>1,150,001～1,200,000</td><td>160,000</td><td>110,000</td><td>60,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>600,000～649,999</td><td>160,000</td><td>1,100,001～1,150,000</td><td>110,000</td><td>80,000</td><td>40,000</td><td>0</td><td>1,200,001～1,250,000</td><td>110,000</td><td>80,000</td><td>40,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>650,000～699,999</td><td>110,000</td><td>1,150,001～1,200,000</td><td>60,000</td><td>40,000</td><td>20,000</td><td>0</td><td>1,250,001～1,300,000</td><td>60,000</td><td>40,000</td><td>20,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>700,000～749,999</td><td>60,000</td><td>1,200,001～1,230,000</td><td>30,000</td><td>20,000</td><td>10,000</td><td>0</td><td>1,300,001～1,330,000</td><td>30,000</td><td>20,000</td><td>10,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>750,000～759,999</td><td>30,000</td><td>1,230,001～</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1,330,001～</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>760,000～</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>														(単位:円)		(単位:円)				(単位:円)				配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額						～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	10,000,001～		～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	10,000,001～	380,001～399,999	330,000	380,001～900,000	330,000	220,000	110,000	0	480,001～1,000,000	330,000	220,000	110,000	0	400,000～449,999	330,000	900,001～950,000	310,000	210,000	110,000	0	1,000,001～1,050,000	310,000	210,000	110,000	0	450,000～499,999	310,000	950,001～1,000,000	260,000	180,000	90,000	0	1,050,001～1,100,000	260,000	180,000	90,000	0	500,000～549,999	260,000	1,000,001～1,050,000	210,000	140,000	70,000	0	1,100,001～1,150,000	210,000	140,000	70,000	0	550,000～599,999	210,000	1,050,001～1,100,000	160,000	110,000	60,000	0	1,150,001～1,200,000	160,000	110,000	60,000	0	600,000～649,999	160,000	1,100,001～1,150,000	110,000	80,000	40,000	0	1,200,001～1,250,000	110,000	80,000	40,000	0	650,000～699,999	110,000	1,150,001～1,200,000	60,000	40,000	20,000	0	1,250,001～1,300,000	60,000	40,000	20,000	0	700,000～749,999	60,000	1,200,001～1,230,000	30,000	20,000	10,000	0	1,300,001～1,330,000	30,000	20,000	10,000	0	750,000～759,999	30,000	1,230,001～	0	0	0	0	1,330,001～	0	0	0	0	760,000～	0													
(単位:円)		(単位:円)				(単位:円)																																																																																																																																																																			
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額																																																																																																																																																																		
			～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	10,000,001～		～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	10,000,001～																																																																																																																																																														
380,001～399,999	330,000	380,001～900,000	330,000	220,000	110,000	0	480,001～1,000,000	330,000	220,000	110,000	0																																																																																																																																																														
400,000～449,999	330,000	900,001～950,000	310,000	210,000	110,000	0	1,000,001～1,050,000	310,000	210,000	110,000	0																																																																																																																																																														
450,000～499,999	310,000	950,001～1,000,000	260,000	180,000	90,000	0	1,050,001～1,100,000	260,000	180,000	90,000	0																																																																																																																																																														
500,000～549,999	260,000	1,000,001～1,050,000	210,000	140,000	70,000	0	1,100,001～1,150,000	210,000	140,000	70,000	0																																																																																																																																																														
550,000～599,999	210,000	1,050,001～1,100,000	160,000	110,000	60,000	0	1,150,001～1,200,000	160,000	110,000	60,000	0																																																																																																																																																														
600,000～649,999	160,000	1,100,001～1,150,000	110,000	80,000	40,000	0	1,200,001～1,250,000	110,000	80,000	40,000	0																																																																																																																																																														
650,000～699,999	110,000	1,150,001～1,200,000	60,000	40,000	20,000	0	1,250,001～1,300,000	60,000	40,000	20,000	0																																																																																																																																																														
700,000～749,999	60,000	1,200,001～1,230,000	30,000	20,000	10,000	0	1,300,001～1,330,000	30,000	20,000	10,000	0																																																																																																																																																														
750,000～759,999	30,000	1,230,001～	0	0	0	0	1,330,001～	0	0	0	0																																																																																																																																																														
760,000～	0																																																																																																																																																																								
扶養	扶養親族:33万円 特定扶養親族:45万円 老人扶養親族:38万円 同居老親等扶養親族:45万円																																																																																																																																																																								
基礎	33万円																																																																																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">(単位:円)</th></tr> <tr><th>合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>0～24,000,000</td><td>430,000</td></tr> <tr><td>24,000,001～24,500,000</td><td>290,000</td></tr> <tr><td>24,500,001～25,000,000</td><td>150,000</td></tr> <tr><td>25,000,001～</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>														(単位:円)		合計所得金額	控除額	0～24,000,000	430,000	24,000,001～24,500,000	290,000	24,500,001～25,000,000	150,000	25,000,001～	0																																																																																																																																															
(単位:円)																																																																																																																																																																									
合計所得金額	控除額																																																																																																																																																																								
0～24,000,000	430,000																																																																																																																																																																								
24,000,001～24,500,000	290,000																																																																																																																																																																								
24,500,001～25,000,000	150,000																																																																																																																																																																								
25,000,001～	0																																																																																																																																																																								

令和6年度版
市 税 概 要

発行 令和6年12月
編集 岐阜市財政部税制課

〒500-8701

岐阜市司町40番地1

電話 (058)265-3908 (直通)

FAX (058)266-8093

E-mail zeimu@city.gifu.gifu.jp